

入院時食事サービスに関するお知らせ

1.入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)について

当院は、厚生労働省が定める基準による食事療養を行っており、管理栄養士の管理の下に、患者様の年齢・病状により適切な栄養量及び内容の食事を、適時（朝食：午前8時、昼食：午後0時、夕食：午後6時）に適温で提供しています。

2.特別食加算について

当院は、治療食の必要な患者様には医師による指示に基づき、疾病治療に必要な栄養量及び内容の食事を提供しています。